

令和3年度防犯カメラ等機器保守点検業務委託  
仕様書

かすみがうら市 生活環境課

# 令和3年度防犯カメラ等機器保守点検委託仕様書

## (目的)

本仕様書は、防犯カメラ等機器の適正な運用を確保するとともに、機器の正常な動作を維持するための保守点検委託に適用する。

## (対象機器)

保守を実施する機器は別表1による。

## (範囲並びに概要)

- (1) 機器の保守について、令和3年4月1日より令和4年3月31日までの期間中に、定期点検を2回実施するものとする。実施期間については、別途打合により決定する。また年間を通じて故障等により市から要請があった場合は保守を実施するものとする。
- (2) 保守業務に必要な器具、材料、測定器類及び技術者等は、請負者の負担において準備するものとする。
- (3) 年間を通じて軽微な障害修理・調整は、請負者の負担において処理するものとする。但し、故障部品及び修理費については、市が実費を負担する。  
自然災害及び取扱者の不注意についての障害は、市が実費を負担するものとする。

## (保守の留意)

- (1) 点検にあたっては、原則として電源の遮断は行わないものとする。ただし、止むを得ない場合は、あらかじめ市の許可を得るものとする。
- (2) 点検中異状を発見した場合は、直ちに市に連絡しその指示により復旧させるものとする。
- (3) 点検中、止むを得ず予備品等を使用する場合は、あらかじめ市の許可を受け、事後すみやかにその部品を補充するものとする。

## (報告)

- (1) 定期点検
  - ア 点検の結果については、40日以内に提出するものとする。
  - イ 報告書はできる限り見やすい様式、わかり易い表現とすること。
- (2) 定期点検時以外に係わる修理報告は、10日以内に行うこと。但し、工場等にて修理が必要なものについては、別途報告する。
- (3) 保守管理上の助言等がある場合には、その旨報告するものとする。

## (疑義)

本仕様書に明記していない事項、又は疑義を生じた場合は市と協議しその指示によるものとする。

別表 1

## 保守対象機器

施設区分			保守対象施設構成機器及び数量	備考
① 志筑小学校付近	県道 64 号線	(中志筑 2193-5)	(1)各施設の機器構成	
② 下稲吉小学校付近	市道 13 号線	(新治 1832-75)	①防犯カメラ	2 基
③ 霞ヶ浦中学校付近	国道 354 号線上	(深谷 2934-17)	②屋外用熱機器収納キャビネット	1 基
④ 霞ヶ浦大橋手前	国道 354 号線上	(田伏 1809-2)	③映像記録装置	1 基
⑤ 下稲吉中学校付近	市道 6-0004 号線上	(石岡市三村 2440-46)	④漏電遮断器	1 基
⑥ 働く女性の家付近	市道 8-0381 号線上	(稲吉 3 丁目 3608-2)	⑤避雷器	1 基
⑦ 千代田庁舎入口付近	市道 6-0001 号線上	(上土田 401-1)	⑥屋外電子クーラー	1 基
⑧ 高橋観光果樹園付近	県道 53 号線上	(土浦市永井 2033)	⑦可変式温度調節器	1 基
⑨ 馬場山交差点付近	県道 118 号線上	(宍倉 3099)	⑧スイッチング電源	1 基
⑩ 出羽屋入口付近	県道 118 号線上	(加茂 3066)		
⑪ 千代田公民館付近	市道 6-0001 号線上	(上佐谷 990-23)	(2)映像記録装置からデータを取得するための機器	
⑫ 三ツ木交差点付近	市道 0109 号線上	(三ツ木 32-43)	①ノートパソコン	1 基
⑬ 歴史博物館付近	県道 118 号線上	(坂 1947-1)		